

全員協議会会議録

- 1 日 時 平成30年4月23日（月）
11時00分開会 11時40分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 大谷昭宣・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・原 紀夫
口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ・平成30年度清水町議会定例会日程（予定）について
 - ・議会報告会と町民との意見交換会について
 - ・3月定例会から取り組んだ事項の振り返りについて
 - (2) 清水町議会会議規則等運用例の一部改正について
 - (3) 議会活性化特別委員会からの報告事項について
 - ・議員定数、議員報酬、政務活動費の導入について
 - (4) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：皆さまご苦労さまです。ただいまから全員協議会を開催する。今日の議件は執行側からの申し入れはなく、議会運営委員会からの報告事項と議会活性化特別委員会からの報告事項の2点について皆さんに協議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
それでは早速議件に入っていく。

議件1 議会運営委員会からの報告事項について

- ・平成30年度清水町議会定例会日程（予定）について

加来議長：議件1、議会運営委員会からの報告事項について3点あるが、1点ずつ行う。まずは、1点目の平成30年度清水町議会定例会日程（予定）について、議会運営委員会の高橋委員長のほうから説明をお願いします。

高橋議員：1点目、平成30年度清水町議会定例会日程（予定）については、お手元に配付している。議会運営委員会で議会広報に関する事項を所管していた時は、議会だより発行に伴う委員会の際に、執行側と協議して次の定例会日程を決めていた。広報広聴常任委員会ができたことで、議会だより発行のための委員会開催がなくなったために、事前に執行側と相談をしたところ、年度毎の定例会日程の予定を決めることになった。平成30年度の日程（予定）については、配付している表のとおりとなったのでスケジュール調整願いたい。なお、議会側・執行側の双方に不都合が生じた場合は、再度協議をして日程を調整するという事になっているので、その辺のをご了承願いたい。

加来議長：ただいま、議会運営委員長より平成30年度清水町議会定例会日程（予定）について説明があったが、質疑等があればお受けしたいがいかがか。

（なしの声あり）

加来議長：このような日程（予定）表で今年1年議会を運営していくということでご了承いただきたい。

- ・議会報告会と町民との意見交換会について

加来議長：次に、2点目の議会報告会と町民との意見交換会について、議会運営委員会の高橋委員長のほうから説明をお願いします。

高橋議員：2点目の議会報告会と町民との意見交換会について、お手元に、「役割分担（案）」、「参加者へ配付する資料（案）」、「アンケート（案）」を配付している。2月26日開催の全員協議会でお願いをした意見交換におけるテーマについては、総務産業・厚生文教の両常任委員会ともに、「町議會議員定数・報酬について」の提案があった。そこで、本年はこの1項目をテーマとして決定し、更に昨年行ったが、テーマ以外でも意見交換を行うこととした。本年も2班体制の班編成により開催するが、役割分担・参加者への配付する資料・アンケートの案について、議会運営委員会で検討を行い配付しているので確認願いたい。例年どおりの正副議長に加えて、本年度は議会活性化特別委員会の正副委員長も両地区に参加するという事ということで、お願いしたいということ。参加者を増やす方策として、昨年と同様に町内の各種団体へ案内文書を送付する予定である。更に多くの方に参加していただけるように、議員の皆さんの声かけもお願いしたい。

加来議長：ただいま、議会運営委員長から、議会報告会と町民との意見交換会について説明があったが、資料等に目を通す時間は必要か。

（必要ないとの声あり）

加来議長：この件について、質疑等があればお願いしたい。

中島議員：役割について、内容的に云々という気はないが、例年やっていることだが、それぞれの地区で、人選について今まで委員会等々の中で役割を決めていたという記憶があったが。今回の場合は、そういうことでなくて、議会運営委員会の中で協議をしてこういうかたちになったのか。今やっている常任委員会などの役割の中からではなくてということと考えられたのかなど。割付していくために何かルールのようなものがあつたような気がしたので、お聞きしたい。

加来議長：議会運営委員長より答弁をお願いします。

高橋議員：今回のテーマについては、ご承知のとおり、議員定数・報酬ということで、これは議会活性化特別委員会によるものであることで、議会活性化特別委員会の正副委員長が答弁者のほうに入っていることを踏まえている。あと、過去に3回、今の議会として開催している中で、重複しないようなということで、今までやっていなかった議員がこの役をということも加えて、役割分担をしたというところ。特に今までの配置というか、委員長がこれをやるとか、副委員長がこれをやるとかという決まりはあったかとは思いますが、今回は最後4年目ということで重複のないようなかたちで、担当を決めさせていただいたということ。

加来議長：今回木村議員の逝去により議員が1名欠員になったということもある。
ほかに質疑等はあるか。

原議員：答弁者の関係でお尋ねをしたい。中島議員が言われたように今まで委員長や副委員長が後ろに座ったりしている工夫していたが。私も今回答弁者の中に入っているが、そのことについて私はクレームをつける気は毛頭ないが、例えば御影地区で佐藤議員・原議員・安田議員の3名が答弁することになっているが、それ以外の議員の方は答弁をする機会はないということなのか。その辺について教えていただきたい。

加来議長：議会運営委員長より答弁をお願いします。

高橋議員：質問されるとか、意見交換される町民の方々に特にこの議員にということと言われた場合には、その答弁を妨げるものではないということである。ただ、当然のように各常任委員会の委員の皆さんが網羅されているのと、議会活性化特別委員会の方が必ず入っている。あとは議長・副議長も入ることになる。そのほかの方は答弁の資格がないというわけではないが、一応そこを今までどおり基本として答弁者となっていたいただきたいということ。

加来議長：ほかに質疑等があればお受けする。

(なしの声あり)

加来議長：議会報告会と町民との意見交換会については、このように進めさせていただく。昨年も確認をさせていただいたが、班編成により開催するので、自分が担当しない地区もあるが、全員が参加していただくという方向で、担当以外の方は後ろのほうで視聴をしていただくことをお願いします。また、議員個々の見解を求められた場合については、参加している全議員で意見交換することも。議会で決定した事項は個々の見解を述べることができないのは約束事ではあるが、全員で意見交換をすることもあると思うのでご了承をお願いします。

・3月定例会から取り組んだ事項の振り返りについて

加来議長：次に3点目、3月定例会から取り組んだ事項の振り返りについて、議会運営委員長から説明をお願いします。

高橋議員：3点目、3月定例会から取り組んだ事項の振り返りということで、「初回質疑からの一問一答方式の導入」と「一般質問答弁書の配付」について、執行側との協議により、3月定例会から本会議質疑は初回から一問一答方式に改め、一般質問答弁書の配付も開始した。本会議質疑においては、初めに何点の質疑があるのかを明確にしてから質疑をしてほしかったにも関わらず、いきなり質疑に入って、何点の質疑があるのか発言しないケースがあった。要するに最初に3問の質疑があり、そのうちの1つ目というようなことを言ってほしかったということで、議会運営委員会で協議をしたところである。議員の皆さんにおかれては、以後必ず質疑の際には、何点の質疑があることを明らかにするようなかたちで行っていただきたいということ。

それと、一般質問についてであるが、答弁書については執行側と一般質問者のみにしか渡っていない。議長にはもちろん渡っているが、傍聴者、他の議員全員が中身については分からないが、再質問の際に「答弁書ではこうなっている」という表現をされる議員の方がおられた。実際の答弁が答弁書よりも当然優先であって、答弁書に書いてあることと答弁の内容が違ってもそのことを再質問で「答弁書と違うけど」ということもやってはいけない。今言った例は実際にはあったわけではないが、あくまでも答弁については、口で言った答弁が優先ということ。今後「答弁書では」という表現は再質問では避けていただきたい。それと、再質問で質問の内容を繰り返して同じことを聞く方もおられた。そういうことをなるべく避けるようにしていただきたい。また、答弁書には当然、細かい数値的なことも書かれているが、それを再度確認の質問をすることもなるべく避けていただきたい。ということで、次回、6月定例会からはそういうことのないようにということで、議会運営委員会の中で、全員協議会に申し送るということになったので、よろし

くお願いする。

加来議長：説明内容について質問、意見等あればお受けする。

中島議員：確かに質疑は要領を得ていない部分は多々あるという感じはしている。ただ、執行側でも、たまにたまたまある課長が、全員協議会で説明したとおりに云々と本会議場で言った例がある。これは町民サイドからみたら全く分からない。答弁書はあくまでも自分が本来聞きながら記録するのが難しいため、事前に1回目の答弁書をいただくもの。記録をしなくて非常にわかりやすく再質問等々がしやすいと、私はそう思った。そう位置づけをしなければ、結局町民の目線からは全く関係のない話になる。答弁書をもらっているようがいまいが、今言ったことも含めて、昔もあったこと。全員協議会の場と本会議の場というはお互いに気をつけながら、町民にわかりやすい工夫をする必要がある。「ところでどんな話になっているのだろう」と思われぬように気をつけなければならない。私は改めてそういう感じをした。答弁書を有効に使う中身の濃い質問・再質問をしていけばなお良いのではないかと私は理解している。機会があればぜひ答弁書をお願いして再質問というのをしてみたい。だからお互いに気をつけなければならないことだと私自身も思っている。

委員長：議会運営委員会で言いたいことは、中島委員のおっしゃったとおり。本当にせっかくもらえる答弁書は有効に活用して、要するに議論を深めるということにさせていただきたいということ。

加来議長：中島議員の質疑の中で一点だけ。全員協議会は今は公式な会議なので、本会議で、全員協議会で協議されたこと、執行側から説明があったことを用いて質疑することはかまわない。以前の議員協議会の時は非公式な場だったので、用いることはできなかった。答弁書も非公式な参考資料という扱いで、公的な文書ではないということも議会運営委員会の中で、全員協議会の中で皆さんに指摘したいという経緯。ほかに質疑はあるか。今後、議会運営委員会から説明を受けた方向で協力をお願いする。

議件 2 清水町議会会議規則等運用例の一部改正について

加来議長：清水町議会会議規則等運用例の一部改正について議会運営委員長より説明をお願いする。

高橋議員：これについては、十勝圏複合事務組合との組織統合に伴って十勝環境複合事務組合が3月31日付けで解散している。十勝環境複合事務組合の組合議員選出根拠規程を削除する必要があるため、お手元にある新旧対照表のとおり十勝環境複合事務組合を削除すること。

加来議長：このことについて質疑・意見等があればお受けする。

(なしの声あり)

加来議長：議会会議規則等運用例については、公布するのでこのように進めていく。

議件 3 議会活性化特別委員会からの報告事項について

・議員定数、議員報酬、政務活動費の導入について

加来議長：議会活性化特別委員会からの報告事項について、原委員長より説明をお願いする。

原議員：一昨年の6月に難産の未発足をした特別委員会だが、平成28年6月に発足して以降、現在まで平成28年には7回、平成29年は12回、今年は4回、合計23回委員会を開催して議論をつめているところ。この開催の中で総務省が「町村議会のあり方に関する研究会」を発足し、本年の3月に一定の報告が出るということがあり、委員間でけっこう深い議論をした。最終的にこの報告書が出た段階で、新聞等の報道でも読まれたかもしれないが、全国町村議会議長会等でもこの内容について非常に問題提起をしているところがあった。私どもの議会としては従前どおり清水町議会の中で議員定数、議員報酬等々、どうするかということについて6名の委員と共に議論をつめてきた。皆さんのお手元に「清水町議会議員報酬の試算について」と「十勝管内町村議会の議員定数、議員報酬、期末手当の状況」についてを配付しているので目を通してほしい。議員定数について、十勝管内の町村議会の議員定数を調査して進めてきたが、議会活性化特別委員会で調査検討をした結果、既に2つの常任委員会を総務産業と厚生文教に名称を変えて所管部局を改め、更に広報広聴常任委員会を新たに設置して議会運営委員会と合わせて4つの委員会体制として現在進めようとしている。既に広報広聴常任委員会は2回実施をしている。これらを見て、議会活性化特別委員会としてはこの議員定数については現行のまま13名ということで進めていくと

いう結論に達した。2項目目として議員報酬について、十勝管内町村議会の議員報酬・期末手当の状況や今後の改正に向けた検討状況等の調査をし、すでに配付をしている資料もある。更にこの中で事務局にご苦勞をかけ、議会の使命や職責は何なのか、あるいは議員報酬というのはどういうものであるかということ等の資料も用意し、意見交換を行った。6名の委員それぞれの考えがあるのでいろいろと紛糾をしたが、自由討議が活発に行われた。最終的には議員のなり手不足を考慮した中で、「十勝標準」といわれている、十勝の町村議会議長会がつくった「議員報酬(月額)『十勝標準』の試算」、浦幌町議会の「議員のなり手不足の検証の報告書」等々を参考にし、清水町議会議員が平成28年度と29年度の活動はどうなのかということも含めて、「清水町議会議員報酬の試算について」というものを配付している。議員報酬については、清水町議会議員の報酬を上げるという結論になった。議長は275,000円から30,000円乗せて305,000円。副議長は219,000円を244,000円にし、25,000円上げる。委員長は195,000円を224,000円にし、29,000円上げる。我々議員については183,000円を20,000円上げて、203,000円にするという数字をはじきだした。これを持って今後開かれる町民との意見交換会で議論を深めてほしい。そこで、配付している根拠等の詳細について事務局のからの説明をお願いする。

宇都宮係長：(資料「清水町議会議員報酬の試算について、(平成30年4月6日議会活性化特別委員会決定)」について説明)

委員長：事務局に議員報酬を上げる際の試算をお願いした。ただいま根拠等について説明があったが、もし質疑があればお受けする。私のほうからもう1項目説明をする。今事務局のほうからも触れていたが、4.45月分の手当の関係で、今後報酬を上げるのであれば、0.05月減らしたほうが今後の人事院勧告で期末手当が上がったときも対応できるという方向で委員会としてはまとめた。政務活動費の関係であるが、道内の政務活動費の状況について事務局に調査をしてもらって進めた。私どものほうでは議員報酬を引き上げるという方向になったことから政務活動費の導入は委員会としては行わないという結論に達した。以上が特別委員会からの報告である。全体を通して質疑があればお受けする。

佐藤局長：職務異動のときの報酬の減額の措置についても説明してほしい。

委員長：時計を見ながら進めているので、短くしすぎて失礼した。議員の就任・退任の際、日割りで計算した額を支給することになっている。職務の異動の際には、増額の場合は日割り計算をしてその額を支給している。減額の場合は従前の月額のまま行っていたが、今後は職務の異動による減額の際の支給額についても同じように日割り計算して支給に改めるということを特別委員会で決めた。

加来議長：ただいま議会活性化特別委員会からの議員定数、議員報酬、政務活動費についての説明に、質疑・意見等があったらお受けする。

(なしの声あり)

加来議長：ないようなので、議会活性化特別委員会のほうで方向性を出していただいたので、今後議会報告会と町民との意見交換会を踏まえた上で最終的な方向をまた協議する。議会活性化特別委員会からの報告事項についてはこの程度で終了する。そのほか何かあればお受けする。

(なしの声あり)

加来議長：これで全員協議会を終了する。どうもご協力ありがとうございました。ご苦勞さまでした。